

掛川市告示第9号

掛川市精神障害者医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第40号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月7日

掛川市長 松井三郎

別記様式を次のように改める。



附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。